

患者さんご家族の方へ

「地域包括ケア病棟」増床のお知らせ

当院では地域に根差したかかりつけ病院として、更なる在宅復帰に向けた医療や支援を行なう為、2024年1月1日より、4階病棟（33床）を地域包括ケア病棟に変更いたしました。

また、今まで通り高度急性期以外の救急、急性期患者さんの治療も継続して参りますので、ご安心ください。

◇地域包括ケア病棟とは

急性期病院からの転院患者さん、または一般病棟での急性期治療や手術などを行なった患者さんが、継続的な治療やリハビリを行ない、在宅（自宅や施設）退院を主たる目的とする病棟です。なお、保険診療の都合上、入院期間は地域包括ケア病棟に入院・転棟後、60日が限度となっております。

◇入院費について

健康保険が適用され、地域包括ケア病棟入院料1を算定いたします。

その中に、入院基本料・投薬料・注射料・処置料・検査料・画像診断料・リハビリ料等の費用が含まれていますが（※食事代の費用、保険診療給付対象外の費用は含まれません）、一部出来高算定となる診療行為・投薬・注射・処置等があります。

治療内容により、患者さんの自己負担金額が増額する場合がございますが、月の医療費の負担限度額が定められている方は、一般病棟の場合と同様に負担上限額は変わりません。

引き続き、地域に寄添った医療サービスを提供させていただくとともに、安心して退院できるよう支援して参りますので、何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

2024年1月4日

医療法人財団啓明会 中島病院

院長 中島 昌人